

2019 年 12 月 13 日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面（4）

第1 申立人（以下「組合」という。）は、本年 11 月 18 日付け大阪府労働委員会の求釈明に対して下記のとおり答える。

1 について

本校で勤務している組合員は 6 名である。■■■■組合員及び■■■■組合員は基本的に午前中本校に勤務している。

2 について

組合員が記憶している限りであるが、団交が行われたのは 2018（平成 30）年 3 月 20 日である。団交の結果、協定書が交わされたので、甲第 2 号証として提出する。なお、団交設定のための折衝等が本校内で行われた日時については不明である。

3 について

被申立人は現法人名に名称変更して以降は、神戸第一高等学校教職員組合と団交を行っていないから、過去の団交場所に関する経緯は本件の先例とならないと主張する。しかし、被申立人が主張するとおり、被申立人は現法人名に名称変更したのであり、同一法人として継承されているのであるから、名称変更以前の団交場所に関する経緯が本件と無関係となるものではない。

4 について

上記 2 のとおり、被申立人は神戸第一高等学校第二教職員組合と就業時間内に本校会議室において団交を行ったにもかかわらず、組合との団交を本校会議室で行わないのは外形的にも明らかな組合差別の不当労働行為である。

第2 本件争点（案）について

組合は、府労委が提示する本件争点（案）に異存はない。

以 上